

県トヲ新

第83号

発行者
富山県トラック協
富山市水橋沖188
TEL 076(479)6311
FAX076(479)6300

今第83号は

春田・野口勇が
担当しました

次回担当は

本庄さん
糟谷さん
よろしく
お願いします

社長 雑感 大きく変わる経営環境

二〇二二年の会計年度は残り一月余りとなった。この一年の最も大きな問題は、諸物価の高騰だ。軽油・タイヤ・水道光熱費・修繕費などを始めとするすべての経費が上がっている。日々の生活の中でそれは実感できると思う。その影響で我々の生活はいよいよ厳しくなってきたと思う。

加えて運輸業界では、ドライバーの拘束時間を最高月八〇時間に抑えるという、働き方改革関連法案が二〇二四年から施行される。その結果、収入の減少を余儀なくされ、他業界より数段厳しい対応を迫られることは疑う余地が無い。

そのような環境の中で、我々はどういう行動をしなければならぬのだろうか？答えは極めてシンプルである。経費の増加に見合う収入を確保する事と、経費を減らす工夫を同時に行っていくという事だ。

ただ収入の確保はお客様という相手があり、料金値上げを納得いただくための背景の説明や粘り強い交渉が必要だ。一方、経費の節約は今の瞬間からできる。改善点を浮き彫りにして努力目標を設定しそれを共有して、全員が日々の努力を続ける事により実現可能である。燃費・有料費・事故費・光熱費等の継続的に注意喚起している事を今後はもっと真剣に受け止め節約を実践して欲しい。

日本経済はすでに大地震が発生したに等しい状況になっている。これから大きな津波に飲み込まれる寸前なのである。東日本大震災の時に大津波警報が出た時、天丈夫だろうと思った人、また情報を得ることが出来なかった人は、不幸にも命を落とした。高台に向かって行動をした人が難を逃れることができた。

運輸業界にはこれから大きな試練がやってくることは、誰にもわかる。荷主サイドからも様々な問い合わせが来ている。ここで勝ち組になる為には、現状を正しく認識して、賢く行動するしかないのだ。

吉澤比佐志



AED講習会

二月十四日(火)、富山県総合警備保障(ALSOK)様に来社いただき、AED使用についての講習会を実施いただきました。

当日はAEDの使用法のほか、胸骨圧迫の実技指導も行っていただきました。



県トヲ部門紹介 ～部門長インタビュー～ 第一弾

- Q1 部門の業務内容
- Q2 部門長としての仕事内容
- Q3 富山県トラックの魅力

運輸部

部門長 嶋島部長代理

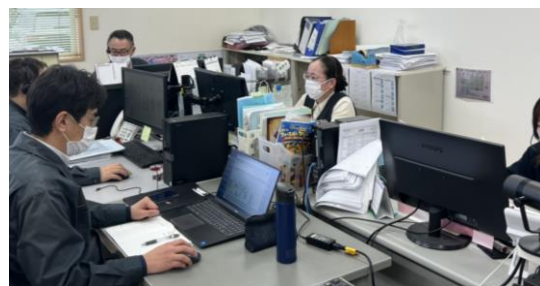
Q1 運輸部の運行管理、自社車両の車両管理及び運行指示、協力企業様との貨物と車両の情報交換(貨物と車両のマッチング)のほか自社車両の売上管理、荷主企業様の窓口等、運転手や車両に関わる幅広い業務を行っています。

Q2

部門業務全てにおいての責任、自社運転手と事務所運輸課員の労務管理、自社車両の売上管理、荷主企業様の窓口、協力企業様の窓口業務を行っています。

Q3

自社車両を保有すると同時に、定温設備を有する二〇〇〇坪の物流センターと約八〇〇棚の立体自動倉庫を保有し物流業務全てにおいて対応出来るマテハンで、荷主企業様へ最良の物流サービスが提供できる点です。



マリエとやまがリニューアル

昨年夏頃より駅前マリエとやまのリニューアルが進み、ゲームセンターや大型のBOOK OFF等が続々とオープンしました。また、昨年十二月には複数店舗が入ったフードホールもオープンしました。

私も先月早速行って見たのですが、前述した店舗が新たに入ったことにより、以前よりも活気溢れた雰囲気でした！フードホールでは漁師酒場吉さんのたまご漁師飯を食しました！ランチだとお得なのでオススメです！併せて昨年開業したマルトと共に駅前を盛り上げてくれることに期待です。皆様もぜひ行ってみてください！ (野口)



物流部物流一課

部門長 松任課長

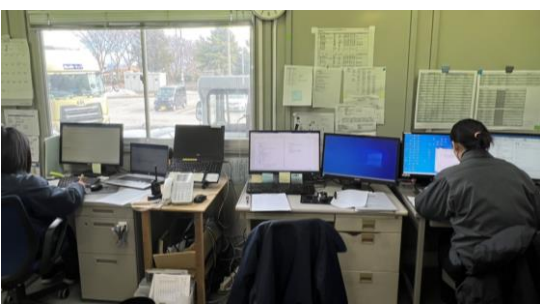
Q1 品物・目的にあわせて一般・自動・防虫倉庫等、各種倉庫を使い分け、在庫管理や保管商品の取扱いに十分な注意を払い、正確丁寧な作業を徹底しています。またEC物流サービスでは、通信販売・ネットショッピング事業者様より商品の保管・発送業務をご委託いただいています。さらにデポ倉庫として富山県内や北陸各地への二次配送・納品代行など、さまざまなサービスを組み合わせながらお客様の望まれる物流インフラを確立し当社の特長である安全確実な輸配送と正確丁寧な倉庫管理で、お客様の業務をサポートしております。

Q2

本社物流センター及び新庄倉庫の入出荷管理、倉庫オペレーション全般の管理を行っています。

Q3

未経験者や年齢、性別を問わず様々なキャリアをお持ちの方々が活躍しています。自分の長所や仕事のなかで日々習得できるスキルをお客様や職場の仲間のために活かせるやりがいがある会社です。



物流の二〇二四年問題とは？

今年に入り、盛んに報道されるようになってきた二〇二四年問題についてご存知ですか？今回は、二〇二四年問題がどのような内容か紹介したいと思います。

働き方改革関連法案により、多くのの方が二〇一九年四月(中小企業は二〇二〇年四月)から時間外労働の上限規制の対象となり、原則三六〇時間/年・特別条項で七二〇時間/年に規制されることになったと思います。このうち、自動車運輸業務、建設事業、医師については適用が猶予されることとなり、猶予期間が二〇二四年三月末で終わり、残業時間上限規制が適用されることで、輸送力が不足することを懸念して「二〇二四年問題」と呼ばれるようになりました。トラックドライバーの時間外労働は九六〇時間/年が上限となります。

トラックドライバーの労働時間については、時間外労働のほかに、自動車運転者の労働時間等改善のための基準(改善基準告示)という厚生労働省の告示によって管理・規制をされています。この改善基準告示も時間外労働上限規制に合わせて改正され、拘束時間は原則年三三〇〇時間、一ヶ月二八四時間、一日二三時間に制限されます。このため、二〇二四年度以降は現在よりも拘束時間を年二一六時間、月九時間、日三時間短くする必要があります。野村総研の発表によると、時間外労働上限規制の適用やドライバー不足を加味すると二〇三〇年には全国で三五%の荷物が運べなくなるという予測が発表されています。

拘束時間に含まれるのは、運転時間・荷役作業・待機時間の主に三つです。トラック運送事業において最も付加価値があるのは、貨物を運ぶことにあります。ドライバーが、限られた時間のなかで、貨物を運ぶことにより多くの時間を割くことができるような環境づくりが二〇二四年問題乗り越えるために重要であると思います。今回は簡単に二〇二四年問題について書かせていただきました。より詳しくお知りになりたい方は、弊社社員にお気軽にお問い合わせ、ご相談ください。(春田)

改善基準告示 改正内容の抜粋

	拘束時間			休息期間
	1年	1ヶ月	1日	1日
現行	3,516時間	原則293時間 (最大320時間)	13時間以内 (延長16時間、15時間超は週2回まで)	継続8時間以上
2024年4月以降	3,300時間 (最大3,400時間)	原則284時間 (最大310時間)	13時間以内 (延長15時間、14時間超は週2回まで)	継続9時間以上 (継続11時間以上努力目標)
	▲216時間/年	▲9時間/月	*それぞれの項目に例外、条件があります。	

拘束時間に含まれる内容

拘束時間	労働時間		休憩時間
	運転時間	作業時間 (荷役・点検など)	
		待機時間	